**平成２９年（フ）第３５０２号**
大阪市東住吉区西今川４丁目16番10号　セランハイツ　301号
債務者　安澤　明美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３５１２号**
大阪府門真市石原町２番20号　東口マンション203号、前住所大阪府門真市幸福町22番５号　七福荘204号
債務者　長尾　有記（旧姓濵元）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３５３６号**
大阪府枚方市長尾元町２丁目13番50―202号、前住所大阪府枚方市宗谷２丁目13番10号
債務者　小神　憲昭
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３５５８号**
大阪市西区京町堀３丁目１番23―209号
債務者　角田　敬太
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３６０８号**
大阪市浪速区戎本町１丁目５番４―706号、前住所大阪市浪速区大国２丁目７番19号岡山ハイツ402号
債務者　原田　美幸
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３６１６号**
大阪市淀川区田川北２丁目４番26号
債務者　八塚　麻香
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１３１号**
徳島県徳島市南二軒屋町１丁目２番60―306号　エスタシオン二軒屋
債務者　堀本　誠二
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３１６号**
静岡県浜松市東区西ケ崎町177番地の１尾上マンション303号
債務者　津田　峯夫
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第６３９号**
神戸市長田区庄山町２丁目１番16号庄山マンション103号
債務者　細川かほり（旧姓村上・橘）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５５５号**
広島市中区基町20番１―819号　市営14コーア
債務者　赤部　秀美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５６５号**
広島県東広島市西条町田口380番地13　レオパレスエスポワールタワラⅢ303号
債務者　崎田　由里
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第６２８号**
広島市中区幟町６番25―201号　グラシア幟町
債務者　石川　寿実
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第６３６号**
広島市佐伯区五日市中央７丁目４番21―204号
債務者　松尾　広美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１７４号**
長崎県長崎市柳谷町36番６号
債務者　髙森　　悟
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７９号**
長崎県長崎市平戸小屋町９番36号
債務者　清浦　　潤
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２号**
熊本県玉名市伊倉北方1336番地　杤木団地１棟１号
債務者　関　　武二
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで　熊本地方裁判所玉名支部

**平成２９年（フ）第２６４号**
栃木県那須塩原市西富山70番地27、前住所栃木県那須塩原市大原間119番地８
債務者　佐々木　晃
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係